

松本市公告第400号

松本市立小・中学校等外国語指導助手派遣業務を実施する者をプロポーザルにより募集します。

令和8年10月16日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

松本市立小・中学校等外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

別紙「松本市立小・中学校等外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

3 企画提案参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年3月31日訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していること。
- (7) 公告の日を起算日として前2年の間に、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)と外国語指導に関する業務実績があること。ただし、事業譲渡等を理由に新設された会社においては、類似の業務実績があり、それを証明できる書類を提出すれば、外国語指導に関する業務実績があるものとみなす。
- (8) 労働者派遣法に基づく派遣事業許可を受けていること。

4 募集要領等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

URL:<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/nyusatsu-keiyaku/216308.html>

5 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期限

令和8年11月4日（水）17時まで（必着）

(2) 提出書類（各1部）

下記の提出書類ア及びイについて、提出期限までに担当課へ電子メール、郵送又は持参により提出すること。なお、電子メールの場合は、電子データ（PDF形式）を添付し、送信後に送信した旨の電話連絡を担当課宛にすること。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 業務実績書（様式第3号）

6 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和8年10月26日（月）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）に記載の上、電子メールにて提出すること。

※提出先メールアドレス：g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和8年10月30日（金）までに電子メールにより送信し、併せて松本市ホームページに回答内容を公表する。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年11月11日（水）17時まで（必着）

(2) 提出書類

下記の提出書類ア～ウについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（正本1部、副本10部）を提出すること。

ア 提案書（表紙）（様式第4号）

イ 提案書（任意様式）（A4印刷、長辺2点留め）

ウ 見積書（様式第5号）

8 審査方法

本プロポーザル実施および選定等に関する審議は、次に示す選定委員会で行う。

(1) 名称

松本市小中学校外国語指導業務等プロポーザル選考委員会

(2) 審査方法

書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査により、技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。

なお、同得点者が生じた場合は、投票を行い決定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング実施日 令和8年11月18日（水）

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 選定委員又は関係者に本提案に対する助言を求めた場合
- (5) 契約限度額を超えた場合
- (6) その他教育長が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

10 契約に関する事項

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行います。

11 その他留意事項

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 参加者による提案書は、原則非公開とする。また、審査結果に関して各参加者の得点数等の詳細は原則非公開とする。
- (4) 参加者及び契約者名は、契約締結後に公開を予定している。
- (5) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用については、参加者負担とする。
- (6) プロポーザルの結果、全参加者が失格となった場合は、指名した業者を対象に再提案を求める。
- (7) 契約者以外の提案に優れたものがあった場合は、当該参加者の了解を得ることを前提に、採用案に取り入れることができるものとする。
- (8) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

12 問合せ先

松本市教育委員会 学校教育課 学務担当 堀金、小沢
〒390-0874 長野県松本市大手3-8-13 大手事務所4階
電話 0263-33-9846（直通）
電子メールアドレス g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp
※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。